

資 料

法定資格コード番号

法定資格のコードを受験申込書の「法定資格」欄に記入してください。

別表 1 受験資格にかかる法定資格

法定資格コード	法定資格	区 分	受験資格区分
01	医師	医療（甲）	区分 1 又は 6
02	歯科医師		
03	薬剤師	医療（乙）	
04	保健師		
05	助産師		
06	看護師		
07	准看護師		
08	理学療法士		
09	作業療法士		
12	視能訓練士		
13	義肢装具士		
14	歯科衛生士		
15	言語聴覚士		
16	あん摩マッサージ指圧師		
17	はり師		
18	きゅう師		
19	柔道整復師		
20	栄養士(管理栄養士を含む)		
21	精神保健福祉士	福祉（丙）	
10	社会福祉士		
11	介護福祉士		又は 6

受験資格コード番号

受験資格に係る業務の受験資格コード番号を受験申込書の「受験資格コード番号」欄に記入してください。

なお、法定資格のうち、医療(甲)及び(乙)を有する場合は、別表2から別表4までのコード番号ではなく、2桁の法定資格コードを右づめで記入します。

別表2 相談援助業務のうち、施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者
【受験資格区分2】

受験資格 コード番号	試験対象者
101	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の児童指導員、児童発達支援管理責任者
102	身体障害者更生相談所の身体障害者福祉司、ケース・ワーカー
103	障害者支援施設の生活支援員、サービス管理責任者
104	福祉ホームの管理人
105	身体障害者福祉センターで身体障害者に関する相談に応ずる職員
106	救護施設、更生施設の生活指導員
107	福祉事務所の査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員
108	知的障害者更生相談所のケース・ワーカー
109	養護老人ホームの主任生活相談員、生活相談員
	特別養護老人ホームの生活相談員
	軽費老人ホームの主任生活相談員、生活相談員、入所者の生活・身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
	老人福祉センターの相談・指導を行う職員、老人介護支援センターの相談援助業務を行っている職員
110	老人短期入所施設、老人デイサービスセンターの生活相談員
111	生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設の指導員
112	有料老人ホームで相談援助業務を行う生活相談員
113	高齢者総合相談センターで相談援助業務を行う相談員
114	隣保館で相談援助業務を行う職員、広域隣保活動で相談援助業務を行う職員
115	市（特別区を含む。）区町村社会福祉協議会で相談援助業務を行う職員（福祉活動専門員）
116	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園で相談援助を行うケアマネジメント・アドバイザー
117	知的障害者福祉工場で相談援助業務を行う指導員
118	労災特別介護施設で相談援助業務を行っていた主任指導員
119	重症心身障害児（者）通園事業を行っていた施設の児童指導員

受験資格 コード番号	試験対象者
120	児童発達支援事業所の児童指導員
121	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設で身体障害者に関する相談に応ずる職員
122	障害者福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設の生活支援員、サービス管理責任者
123	地域活動支援センターの指導員
124	任意事業の日中一時支援を行う障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等で相談援助業務を行う職員
	障害者相談支援事業における相談援助業務を行う職員
	障害児等療育支援事業における相談援助業務を行う職員
125	指定地域相談支援事業における指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者
126	指定計画相談支援事業における相談支援専門員
127	指定障害児相談支援事業における相談支援専門員
128	共同生活援助を行う事業所で相談援助業務を行う職員
129	老人デイサービス事業及び老人短期入所事業を行う施設の生活相談員
130	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行う生活支援ハウスの生活援助員
131	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員
132	地域福祉センターにおいて相談援助業務を行う職員
133	介護老人保健施設で相談援助業務に従事する者
134	精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設の精神保健福祉相談員
135	介護実習・普及センターで相談援助業務を行う職員
136	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の児童指導員
137	ホームレス総合相談推進事業で相談援助業務を行う相談員
138	ホームレス自立支援センターで相談援助業務を行う生活相談指導員
139	安心生活基盤構築事業実施要領に規定する専門員
140	ひきこもり地域支援センターで相談援助業務に従事している者
141	地域生活定着支援センターで相談援助業務に従事している者
142	地域包括支援センターで介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事する者
143	精神科病院で相談援助業務を行う通院後生活環境相談員
150	特定施設入居者生活介護で、相談援助業務を行う生活相談員
151	地域密着型特定施設入居者生活介護で、相談援助業務を行う生活相談員
152	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護で、相談援助業務を行う生活相談員

受験資格 コード番号	試験対象者
153	介護老人福祉施設で相談援助業務を行う生活相談員
154	介護老人保健施設で相談援助業務を行う支援相談員
155	介護予防特定施設入居者生活介護で、相談援助業務を行う生活相談員
156	生活困窮者自立相談支援事業で、相談援助業務を行う主任相談支援員

次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者【受験資格区分2】

受験資格 コード番号	試験対象者
201	町村（福祉事務所設置町村を除く。）の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わる者
202	保健所において公共医療事業に従事する者

別表3 相談援助業務のうち、相談援助業務・連絡調整業務等に従事する者【受験資格区分3】

下記の業務は、以下の①～④いずれかの要件を満たす者、又は試験日前日（10月7日（土））までに満たすと見込まれる者のみ、実務経験として通算することができます。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者（※1）
- ② 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者（※2）
- ③ 別表1の国家資格を取得登録した者
- ④ 別表2の相談援助業務に1年以上従事した者

受験資格 コード番号	試験対象者
301	(1) 医療機関において医療社会事業に従事する者（患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者）
302	(2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者で、相談援助業務・連絡調整業務に従事する者
303	(3) (2) のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行う事業者（社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等）であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるもの（※3）で、相談援助業務・連絡調整業務に従事する者
304	(4) 老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び老人保健施設の施設長及び管理者（社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者（※4）に限る。又は、上記①から④のいずれかに該当する者）
305	(5) 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士（以下「手話通訳士」という。）である者のうち上記①から④の要件のいずれかを満たすものに限る）

※1 **社会福祉主事任用資格を有する者**については、次に掲げる社会福祉法第19条第1号、2号及び4号に定められた者をいい、**当該資格の取得等が確認できる書類**により確認します。

ア 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（「社会福祉主事の資格に関する科目指定」昭和25年厚告226号）を修めて卒業した者については、履修証明書により確認します。

イ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者については、修了（卒業）証明書により確認します。

ウ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者については、合格証書により確認します。

※2 **介護職員初任者研修課程に相当する研修**については、次に掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証明書又は当該研修を修了したことを確認できる書類の写しにより確認します。

なお、次のイの場合にあっては、**研修修了証明書等**（研修の実施主体が発行する研修修了を確認できる書類。以下、「研修修了証明書等」という。）の**写しと研修カリキュラムの写し**を添付してください。

ア 介護職員初任者研修課程に相当する研修とは、省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者であること。

イ 研修カリキュラムにより次の（ア）及び（イ）を確認することができ、かつ、研修修了証明書等により、受講の事実を確認することができる研修修了者であること。

（ア）保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。

ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限ること。また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

（イ）研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。

※3 **「民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるもの**」の取扱いについては、サービスごとに事業主から提出された別添「確認証明書」（様式11）により、各事項について基準を満たしていることを確認できる場合に限り、

※4 **社会福祉施設長認定講習会に相当する研修を修了した者**については、次に掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証書の写しを受験申込書に添付させることにより確認します。

なお、次のイの場合にあっては、研修修了証書等の写しと研修カリキュラムの写しを添付してください。

ア 「社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知）に基づく「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者であること。

イ 研修カリキュラムにより次の（ア）及び（イ）を確認することができ、かつ、研修の実施主体が発行した研修の修了を証明した書類により、受講の事実を確認することができる研修修了者であること。

（ア）研修時間数は90時間以上であること

（イ）研修内容には保健・医療・福祉に関する科目（相談援助を含む）が含まれていること

別表4 介護業務に従事する者【受験資格区分4又は5】

介護等の業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと。

また、「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来の業務として明確に位置づけられていることが必要です。

(A) 受験資格に必要な実務経験期間が5年以上かつ従事日数900日以上【受験資格区分4】

- ① 社会福祉主事任用資格を取得した者
- ② 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者
- ③ 別表1 国家資格等を取得登録した者
- ④ 別表2の相談援助業務に1年以上従事した者

(B) 受験資格に必要な実務経験期間が10年以上かつ従事日数1,800日以上【受験資格区分5】

上記の①～④のいずれの要件も満たしていない者

受験資格 コード番号	試験対象者
401	障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
402	救護施設、更生施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
403	老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
404	居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者並びに老人居宅介護等事業の訪問介護員
405	障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、共同生活援助（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第207条に規定する指定共同生活援助に限る。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。）を行う事業所及び地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
406	軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他の施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
407	病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの（空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。）
408	介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事するもの事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。 ア 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者 イ 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの ウ 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの エ 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行うもの オ 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 カ ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行う者

受験資格 コード番号	試験対象者
409	個人の家庭において就業する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
410	労災特別介護施設の介護職員
411	「重症心身障害児（者）通園事業」において利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
412	主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所で利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
413	「移動支援事業」を行う者、「任意事業」の「訪問入浴サービス事業」を行う職員、「任意事業」の「日中一時支援事業」を行う職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
414	地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
415	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
416	ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者 ア 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること イ ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とする こと
417	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関等の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの (児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関等の保育士をいう。)
418	指定訪問入浴介護又は指定介護予防訪問入浴介護の介護職員
419	指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の介護従事者
420	指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従事者
421	指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの介護職員

(参考)

受験資格 コード番号	根拠となる法令等
101	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 49 条第 1 項、第 58 条第 3 項及び第 6 項
102	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325001 号)第 1
103	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(2)、第 3 号イ(1)及びロ、第 4 号イ(1)及びハ、第 5 号イ(1)及びロ(1)並びに第 6 号イ(1)、第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 3 号イ(2)、第 4 号イ(2)、第 5 号イ(3)及びロ(2)並びに第 6 号イ(2)
104	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 176 号)第 10 条
105	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 21 号)第 19 条
106	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 18 号)第 11 条第 1 項第 3 号、第 19 条第 1 項第 3 号
107	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 15 条第 1 項第 1 号、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 13 条第 1 項及び第 2 項、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 6 条及び第 7 条、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号
108	「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325002 号)第 1
109	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 19 号)第 12 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号
	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)第 12 条第 1 項第 3 号及び第 56 条第 1 項第 3 号
	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)第 11 条第 1 項第 2 号、同省令附則第 6 条第 1 項第 2 号及び第 14 条第 1 項第 3 号
	「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和 52 年 8 月 1 日付け社老第 48 号)別紙 1(老人福祉センター設置運営要綱)第 2 及び第 3
110	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 93 条第 1 項第 1 号及び第 121 条第 1 項第 2 号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 42 条第 1 項第 1 号、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 97 条第 1 項第 1 号及び第 129 条第 1 項第 2 号、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)第 5 条第 1 項第 1 号
111	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成 20 年 3 月 31 日付け厚生労働省発社援第 0331011 号厚生労働事務次官通知)
112	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条
113	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和 62 年 6 月 18 日付け健政発第 330 号、健医発第 733 号、社老第 80 号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)
114	隣保館の設置及び運営について(平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号)別紙(隣保館設置運営要綱)、隣保館の設置及び運営について(平成 14 年 8 月 29 日付け社援発第 0829001 号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)
115	「社会福祉協議会活動の強化について」(平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号厚生省社会・援護局長通知)

受験資格 コード番号	根拠となる法令等
116	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号
117	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）
118	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号
119	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）
120	児童福祉施設の設備運営に関する基準第63条第7項（同条第1項に規定する児童指導員に限る。）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号
121	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条、第40条
122	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）
123	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号
124	「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11、別添1「障害者相談支援事業」、別添3「障害児等療育支援事業」
125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条（第40条において準用する場合を含む。）
126	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
127	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
128	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項
129	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項、第5条の2第4項
130	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日老発655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）
131	「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号）
132	「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）
133	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項
134	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条
135	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」（平成4年4月22日付け老企第137号）別紙（介護実習・普及センター運営要綱）
136	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第58条第3項及び第6項

受験資格 コード番号	根拠となる法令等
137	セーフティネット支援対策事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）
138	セーフティネット支援対策事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）
139	セーフティネット支援対策事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添13（安心生活基盤構築事業実施要領）
140	セーフティネット支援対策事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添15（ひきこもり対策推進事業実施要領）
141	セーフティネット支援対策事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添16（地域生活定着促進事業実施要領）
142	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項
143	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4
150	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号
151	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
152	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
153	指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項
154	指定介護老人保健施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項
155	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
156	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項
401	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
402	生活保護法（昭和25年法律第144号）
403	老人福祉法（昭和38年法律第133号）
404	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）
405	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
406	老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号）の2の(3)
407	医療法（昭和23年法律第205号）
409	職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項
410	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号
411	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）
412	児童福祉法第6条の2第2項

受験資格 コード番号	根拠となる法令等
413	「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9、別記11
414	「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）
415	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
417	児童福祉法第6条の2第3項
418	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項、第8条の2第2項
419	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第18項、第8条の2第14項
420	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項、第8条の2第15項
421	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第8項、第8条の2第6項